

北海道教育委員会からのお知らせです。

「奨学のための給付金」申し込みを希望する方へ

【令和7年(2025年)度北海道公立高校生等奨学給付金申請のご案内】

1. 支給を受けるための要件（支給対象となる世帯）

令和7年(2025年)7月1日（基準日）に次の要件を全て満たしていること。

- ① 生徒が平成26年4月1日以降の入学者であり、基準日（令和7年(2025年)7月1日）に在学していること。
- ② 保護者（親権者）等が北海道内に住所を有していること。
※ 単身赴任等で保護者等の一方が他の都府県に在住しているとき、世帯の生活の本拠地が道内である場合は、北海道に申請ができます。
- ③ 生活保護受給世帯又は保護者（親権者）等全員の令和7年度(2025年度)分道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税（専攻科にあっては、下記「2. 支給額」の区分に該当する世帯）であること。

※ 保護者等の失職等により収入が減少し家計が急変した世帯で、保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税である世帯（専攻科にあっては、下記「2. 支給額」の区分に該当する世帯）に相当する場合は、家計急変のリーフレットをご覧ください。

【注意】 次のいずれかに該当する場合は、**給付対象外**となります。

- 1 生徒が高等学校等就学支援金（授業料の補助）の支給対象とならない場合。
- 2 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く。）が措置されている場合。
- 3 海外赴任していた等により、保護者等全員の課税証明書が提出できない場合。
- 4 北海道が実施する「高等学校定時制課程教科書給与事業及び通信制課程教科書学習書給与事業」又は「北海道アイヌ子弟進学奨励補助制度」による給付金の給付を受けている場合。
- 5 生徒が今年度全ての期間を休学する予定である場合。

2. 支給額（対象生徒一人当たりの年額）

世帯区分 課 程	生活保護受給世帯のうち生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯	道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯	生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満である世帯又は、105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯
全日制・定時制	32,300円	143,700円	
通信制		50,500円	
専攻科		50,500円	10,100円

- ・支給額は、認定基準日における世帯状況に基づき決定しますので、不明な点がございましたら裏面に記載のお問合せ先まで連絡してください。
- ・制服が災害等により喪失・毀損した場合であって、再度、制服の購入が必要である場合は、1人当たり64,800円加算になります（生活保護世帯で高等学校等就学費が措置されている世帯を除く）。

3. 申請方法

申請にあたっては、以下の「申請に必要な書類」を次の期日までに学校へ提出してください。

学校提出期限：①令和7年7月25日（金）まで（早期給付を希望する者）

学校提出期限：②令和7年8月25日（月）まで（早期給付を希望しない者）

【申請に必要な書類】

(1) 申請する方全員

- ・ 北海道公立高校生等奨学給付金受給申請書
(様式第1-1号(専攻科の生徒は様式第1-2号))
- ・ 口座振込申出書(様式第3号)

(2) 次の①～③のいずれか

① 生活保護受給世帯の場合

- ・ 様式第2号(「生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書」)
- ・ 生活保護受給証明書(生業扶助(高等学校等就学費)受給の有無の記載があるもの)

※ 上記のいずれか一方を提出してください。

② 道府県民税所得割及び市町村民税所得割額が非課税の世帯 又は、 専攻科で生徒の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500円未満の世帯

- ・ 保護者(親権者)等全員の「令和7年度(2025年度)道民税・市町村民税課税(非課税)証明書」又は「令和7年度(2025年度)道民税・市町村民税納税通知書」等

※ 入学時の費用等で特に負担の大きい新入生に対し早期支給を実施するため、課税証明書等の提出に御協力ください。なお、就学支援金の申請において、すでに北海道教育委員会に給付金事務について「個人番号利用目的同意書兼個人番号提供書」を提出している場合や、オンライン申請により個人番号を利用し収入状況を登録又は個人番号を登録した場合で、個人番号による申請を希望する場合は、下記の連絡先に御相談ください。

③ 専攻科で生徒の生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が 105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上いる世帯

- ・ 住民税の所得割額が確認できる書類(上記②のとおり)
- ・ 生計維持者の市町村民税における扶養親族が確認できる書類
- ・ 扶養親族申告書(様式第5号)

※ 申請書等作成時のお願い

- 添付資料のうち「道民税・市町村民税納税通知書」をコピーする際は、印刷する面が途中で切れないようコピーしてください。
また、印刷された面の文字がはっきり読み取れるよう、コピーをしてください。
- 申請書や口座振込申出書に記入する際は、ボールペン等で丁寧に記入してください。「えんぴつ」や「インクが消えるボールペン」は使用しないでください。
- 認定基準日(令和7年(2025年)7月1日)以降に転学した場合、基準日現在に在学していた学校に申請書等を提出してください。

4. 支給方法

審査により支給が決定された場合、給付金は申請者の指定する口座へ一括で振り込みます。

5. その他

- 1 申請書の作成にあたっては、別添の「記入例」を参考にしてください。
- 2 申請書の別紙「留意事項」についても、必ずお読みください。
- 3 代理受領(給付金の一部を学校に直接支払い、学校諸費等に充てるもの)を希望される場合は、学校の事務室までお問い合わせください。

「奨学のための給付金」に関するお問合せ先
高校生等が在学する学校の事務室 (電話 0123-36-8111)